



( 契約番号 )

# 業 務 委 託 契 約 書

1 件 名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 契約金額 

¥	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ ¥0. - )

3 履行期限 契約締結の日の翌日 から 令和 年 月 日まで  
(最終納品日 令和00年00月00日 )

4 履行場所 別紙仕様書のとおり

5 契約保証金 免除

委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により業務委託契約を締結する。委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保存する。

契約締結日 令和 年 月 日

委託者 住 所 東京都新宿区西新宿6-5-1  
新宿アイランドタワー37階  
氏 名 東京水道株式会社  
代表取締役社長 野田 数

受託者 住 所  
氏 名

### (総 則)

第1条 受託者は、本契約書に基づき、別添の仕様書(特記仕様書を含む。)(以下「仕様書等」いう。)に従い、関係法令を遵守し、表記の契約金額をもって表記の業務等(以下「業務」という。)を表記の履行期間内に完了し、業務履行上発生した成果物等(以下「成果物等」という。)については、これを委託者に引渡さなければならない。なお、この契約条項と仕様書等の内容が異なる場合は、仕様書等を優先する。

### (用語の定義)

第2条 本条項及び仕様書等において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。
- 二 情報とは、本契約業務遂行にあたり委託者から受託者へ貸与あるいは本契約業務遂行により生じた、文書、図画及び電磁的記録並びにソフトウェアをいう。本契約業務遂行にあたり委託者から受託者へ伝えた口頭発言及び目視等により知り得た内容もこれに含む。
- 三 受託者の使用人等とは、受託者と雇用関係にある者及び受託者の責任において本契約業務の遂行に従事させている者をいう。
- 四 役員等とは、代表役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。)、一般役員(執行役員を含む。)、支店又は営業所を代表する者、及び役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に関与している者をいう。
- 五 暴力団等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員その他計画的又は常習的に暴力、脅迫及びこれらに類する手段を用いて不法行為や要求を行う集団又は個人をいう。

### (業務委託の範囲及び内容)

第3条 委託者が受託者に委託する業務の範囲及び内容は、仕様書等にこれを定める。

### (業務委託料)

第4条 委託者は、受託者に対し本業務委託について委託料を支払う。

- 2 金額及び支払方法等については、仕様書等にこれを定める。
- 3 振込手数料は委託者が負担する。ただし、受託者が発行する請求書等に、受託者が振込手数料を負担する旨の記載がある場合は、この限りではない。

### (権利義務譲渡の禁止)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、成果物等(未完成の成果物等及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

### (一括委任又は一括再委託の禁止)

第6条 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (委託者の立会い)

第7条 委託者は、委託者の指定する社員をして、契約書の他の契約約款に定めるもののほか、仕様書等に定められた事項の範囲内において、受託者の履行する業務に立ち合わせ、受託者の履行状況の報告を求めることができる。

### (特許権等の使用)

第8条 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

### (秘密の保持)

第9条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の履行の目的以外にこれを使用してはならない。この契約終了後も同様とする。

- 2 受託者及び受託者の使用人等は、本契約業務の情報を第三者に提供してはならない。ただし、書面により委託者の承認を事前に得た場合は、この限りでない。
- 3 受託者及び受託者の使用人等は、本契約業務の情報を盗用及び転用してはならない。
- 4 受託者は、本契約業務に従事する受託者の使用人等から秘密保持を含む情報セキュリティに係る誓約を得て書面で保持しなければならない。当該誓約書には、本契約業務に従事する受託者の使用人等の署名がなければならない。

### (情報保護の義務)

- 第10条 受託者は、本契約業務に係る情報を保護しなければならない。
- 2 受託者は、情報漏洩及び情報盗用を防止する策を講じなければならない。
  - 3 受託者が本契約業務遂行のため委託者から情報を持ち出すときは、委託者が指定する書面をもって行わなければならない。
  - 4 受託者は、本契約業務に係る情報を本契約業務以外の用途で複写及び複製してはならない。ただし、書面により委託者の承認を事前に得た場合は、この限りでない。
  - 5 受託者の責任にて本契約業務に係る情報の搬送を行うとき、受託者は搬送時の情報を保護するため、施錠可能な車輛の使用、施錠可能な収容容器の使用等、有用な保護策を実施しなければならない。
  - 6 受託者の責任にて本契約業務に係る情報を通信するとき、受託者は通信時の情報を保護するため、暗号化等、有用な保護策を実施しなければならない。
  - 7 受託者は、委託者が提供する本契約業務の情報を保管庫等に格納し、施錠して保管若しくはこれと同等以上の保管方法により保管しなければならない。
  - 8 受託者は、本契約業務以外の用途で情報を保管してはならない。ただし、書面により委託者の承認を事前に得た場合は、この限りでない。
  - 9 受託者は、本契約業務の遂行担当者以外に本契約業務の情報をアクセスさせてはならない。
  - 10 受託者は、委託者から提供された本契約業務に係る情報を本契約業務終了時又は不要となったとき、委託者に返却しなければならない。
  - 11 本契約業務に係る情報を受託者の情報機器に複写若しくは作成したとき、受託者は本契約終了時あるいは委託者が指定する時期までに当該情報を消去し、その消去を実証するものを委託者に提出しなければならない。ただし、消去不能な電磁的記録媒体に当該情報が記録されているときは、当該時期に物理的破壊をし、それを実証するものを委託者に提出しなければならない。
  - 12 前項に当該する情報機器を廃棄するとき、受託者は本契約業務に係る情報が消去されていることを確認する義務を負うものとする。
  - 13 受託者が本条第1項から前項までを遵守しないことにより生ずる事象については、受託者が責を負うものとする。
  - 14 受託者は、本契約業務に従事する者に対し、情報保護意識を高めるための教育及び啓蒙活動等を行わなければならない。
  - 15 委託者の事業所内（委託者の責任において業務の履行する場所を含む。以下同じ。）において受託者が本契約業務を履行するとき、受託者は委託者が行う情報保護のために講ずる必要な措置に従わなければならない。
  - 16 本契約業務に従事する者が、委託者の情報保護に著しく不相当であると認められるとき、受託者は交替その他必要な措置を講じなければならない。
  - 17 情報保護に関し他に定める事項があるときは、仕様書等で定める。

### (セキュリティ責任者の通知)

- 第11条 受託者は、情報保護に係る責任者を定め、その氏名その他の必要な事項を書面をもって委託者に通知しなければならない。

### (セクシュアルハラスメントの禁止)

- 第12条 委託者の事業所内において、受託者が本契約業務を履行するとき、受託者はセクシュアルハラスメントに該当する言動により委託者の職場の秩序を乱し、環境を悪化させてはならない。

### (目的外使用の禁止)

- 第13条 受託者は、本契約の履行に必要な委託した業務の内容を他の目的に利用してはならない。ただし、委託者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

### (設備施設機械器具等の使用管理)

- 第14条 受託者は、委託者と別途定める条件に従い、本契約業務遂行上必要な設備及び施設等を使用することができる。
- 2 受託者は、第1項の設備及び施設等を善良な注意をもって、使用しなければならない。

### (貸与品等)

- 第15条 受託者は、委託者から提供された本契約業務に係る原材料、資料等、電磁的記録媒体、機器等（以下「貸与品等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、かつ本契約業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 受託者は、委託者から提供された本契約業務に係る貸与品等が不要となった場合、速やかに委託者に返却しなければならない。

- 3 受託者は、故意又は過失により貸与品等を滅失又は毀損したときは、委託者に対し、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

#### (契約履行及び業務遂行に関する管理)

第16条 受託者は、本契約の履行にあたり、委託者が作成する業務実施計画をもとに、本契約業務の業務履行計画を委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。

- 2 業務実施計画に変更ある時は、委託者・受託者協議して決める。
- 3 受託者は委託者に対して、業務遂行状況及び本契約業務に係る情報の保護状況を定期的に報告しなければならない。
- 4 委託者は、受託者に対して業務遂行状況及び情報保護状況を監査することができる。
- 5 委託者の事業所内において受託者が本契約業務を履行するときは、本条第1項から前項までの規定に関わらず、次の各号に従わなければならない。
  - 一 受託者は、善良な管理者の注意をもって誠実に本契約の業務遂行に努めなければならない。
  - 二 委託者は、業務遂行に著しく不適当と認める者があるときは、受託者に対して必要な措置を求めることができる。

#### (検査及び引渡し等)

第17条 受託者は、業務完了及び成果物等の納品が完了したときは、速やかに委託者にその旨を届け出なければならない。

- 2 委託者は、前項の届け出を受けた日の翌営業日から起算して5営業日以内に業務の完了確認及び成果物等の検査を行うものとする。
- 3 業務は、検査に合格したときをもって引き渡しを完了したものとする。
- 4 委託者は、必要と認めたときは、前項の引渡し前においても、その全部又は一部を使用することができる。

#### (契約金額の支払)

第18条 受託者は、前条第2項の確認及び検査に合格し成果物等が委託者に引渡されたときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求があったときは、請求を受けた日の翌月末日までに契約金額を支払わなければならない。

#### (著作権の譲渡等)

第19条 本契約により、作成される成果物等の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- 一 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著権の権利)に規定する権利を、委託者に無償で譲渡するものとする。
- 二 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために仕様書等で指定する物件(以下「契約目的物」という。)の改変を行うことができるものとする。

#### (一般的損害及び天災不可抗力による損害)

第20条 委託者に引渡す前に生じた契約目的物、貸与品、資料又は成果品等についての損害は、受託者の負担とする。ただし、委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。

- 2 委託者は、天災その他不可抗力によって生じた損害について、受託者が善良な管理者の注意を怠らなかつたと認めるときは、その負担につき、委託者・受託者協議して定める。

#### (契約不適合責任)

第21条 委託者は、契約内容に適合しないものがあるときは、受託者に対して別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、委託者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、委託者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、前項の請求をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### (委託者又は第三者に及ぼした損害)

第22条 受託者は、業務の履行に伴い、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。ただし、その損害(火災保険その他の保険等により、填補された部分を除く。)のうち委託者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、この限りではない。

- 2 前項本文の場合において、その損害が受託者の故意若しくは過失によると認めがたい理由又は天災その他不可抗力によるときは、その負担につき、委託者・受託者協議して定める。

- 3 前2項の場合その他業務の履行について、第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者・受託者協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (条件変更、中止等)

第23条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、業務内容を変更し又は業務の履行を一時中止することができる。

- 2 前項の規定により業務内容を変更する場合において、契約金額を変更する必要があるときは、委託者・受託者協議の上、これを定める。
- 3 受託者は、業務を履行するに当たり、施行条件が変化していること、あるいは施行環境から業務の履行が不可能若しくは不相当と認められるときは、その事由を詳記し、直ちに委託者に通知するとともに、その指示を受けなければならない。
- 4 受託者は、天災その他やむを得ない事由により、業務の変更が必要となったときは、これを委託者に申し出ることができる。この場合において、委託者は、その申出を相当と認めたときは、これに応ずるものとする。
- 5 前項の規定による申出は、履行期間内に行わなければならない。ただし、特別の事由があると委託者が認めたときは、この限りでない。

#### (事情変更による契約内容の変更)

第24条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は相手方と協議の上、契約金額、履行期間その他の契約内容の変更を請求することができる。

#### (仕様書等と不適合の場合の補修義務)

第25条 受託者は、業務履行中において、その業務内容が仕様書等と適合しない場合において、委託者がその補修等を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、受託者は、契約金額の増額又は履行期間の延長を請求することができない。

#### (委託者の解除権)

第26条 委託者は、次の各号の一つに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- 一 受託者が履行期間内に履行を完了しないとき又は完了する見込みがないとき委託者が認めるとき。
- 二 受託者又はその代理人若しくは受託者の使用人等が契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- 三 受託者の情報保護に関し重大な支障があるとき又は重大な支障を及ぼすと認められるとき。
- 四 本契約業務遂行に従事する者が、委託者の情報保護に重大な支障を及ぼすと認められるとき。
- 五 受託者又はその代理人若しくは受託者の使用人等が正当な理由がなく、委託者の監督又は検査の実施にあたり、委託者の担当者の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- 六 受託者について破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の申立があったとき。
- 七 受託者が支払停止若しくは支払不能に陥ったとき受託者の振出、引受け、裏書又は保証にかかる手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- 八 受託者が第三者から仮差押、差押、強制執行又は競売の申立てを受けたとき。
- 九 受託者が事業を停止若しくは廃止し又は解散の決議をしたとき。
- 十 株主構成又は役員の変動等により受託者の実質的支配関係が変化したとき。
- 十一 受託者が合併、事業譲渡又は組織変更等を行ったとき。
- 十二 受託者が監督官庁等から営業許可の取消又は営業停止の処分を受けたとき。
- 十三 受託者に重大な過失又は背信行為があったとき。
- 十四 前各号のほか、受託者が本契約に基づく義務を履行しないとき。
- 十五 受託者からの契約解除の願い出があったとき。

#### (協議解除)

第27条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (受託者の解除権)

第28条 受託者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 業務の中止期間が、引き続き3月以上に達したとき。
- 二 委託者の責により業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

#### (解除による契約代金の支払い)

第29条 契約を解除した場合において、契約目的物の履行部分があるとき、委託者は当該履行部分を検査のうえ、相当と認める契約代金を支払い、その引渡しを受けることができる。

#### (主任担当者の通知)

第30条 委託者及び受託者は、委託した業務を主に担当する主任担当者を相互で定め、その氏名及び必要な事項を通知しなければならない。

#### (主任担当者の責務)

第31条 委託者の主任担当者は受託者の主任担当者に対して、委託した業務仕様書に基づき、業務遂行に関する連絡、調整を行う。

#### (受託者の従事者に係る個人情報の取扱い)

第32条 受託者は、本契約業務に従事する受託者の使用人等（以下本条において「契約業務従事者」という。）で委託者の発行する入退室用識別証が必要な者に係る個人情報を委託者に提供するものとする。

- 2 第1項に基づき、委託者が受託者から提供を受けた個人情報は、委託者の施設への入退管理及び本契約業務遂行に係る管理のために使用する。その他の目的で使用するときは、受託者に対し書面をもって通知するものとする。
- 3 第1項に定める受託者から委託者に提供する個人情報は、次の項目とする。
  - (1) 契約業務従事者の氏名
  - (2) 契約業務従事者の顔写真
  - (3) その他本契約業務遂行に当たり必要となる契約業務従事者の個人情報（業務歴、資格等の取得歴、など。）で本契約の仕様書等に記載の項目
- 4 受託者は、第1項に定める個人情報の提供について、当該契約業務従事者にその旨を通知し、当該契約業務従事者から承諾を得なければならない。
- 5 第1項に定める個人情報の提供は、第1項に定める識別証の発行より前に行うものとする。
- 6 第1項に基づき委託者が受託者から提供を受けた個人情報は、本契約終了後2年間保存した後、委託者が行う情報保護のために講ずる必要な措置に基づき消去又は廃棄を行うものとする。

#### (事故の発生通知)

第33条 受託者は、契約目的物の納入前に障害が発生したとき及び受託者若しくは受託者の使用人等が本契約業務に係る情報セキュリティ事件又は事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）を起こしたとき、受託者は、ただちにその状況を口頭にて委託者に通知し、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告しなければならない。

- 2 情報セキュリティ事故については、本契約期間終了後に発覚した事故も対象とする。
- 3 情報セキュリティ事故発生後は、緊急対応を要する場合を除き委託者の指示に基づいて対応しなければならない。受託者の判断により緊急対応をした場合は、委託者に対して、その内容を速やかに報告しなければならない。

#### (暴力団等排除に係る契約解除)

第34条 委託者は、受託者が次の各号の一つに該当する場合は、直ちに本契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- 一 受託者若しくは受託者の役員等が、暴力団等であるとき。又は暴力団等が受託者の実質的経営を支配しているとき。
- 二 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年10月8日付22財経総第1332号。以下「対策措置要綱」という。）に基づく排除措置を受けたとき。
- 2 委託者は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた委託者の損害の賠償を受託者に請求することができる。
- 3 委託者は、第1項の規定により本契約を解除したことにより、受託者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

#### (下請負禁止等)

第35条 受託者は、対策措置要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に本契約の全部又は一部の業務を請け負わせ、又は委託してはならない。

- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち対策措置要綱別表1号に該当する者に対し、本契約の業務の全部又は一部を請け負わせ、又は委託していた場合には、委託者は、受託者に対して、当該相手方との契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により当該相手方との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

- 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、委託者の契約から受託者を排除する措置を講ずることができる。

**(疑義についての協議)**

第36条 本契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、委託者・受託者協議のうえ定める。

**(管轄裁判所)**

第37条 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

**(契約情報の公表)**

第38条 委託者は、本契約が、「契約情報公開要綱」(令和4年10月1日施行)の公表条件に該当する場合は、同要綱の規程に基づき、本契約情報を公表する。

**(情報通信の技術を利用する方法)**

第39条 書面による請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

**(暴力団等排除に関する特約条項)**

第40条 暴力団等の排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

## 暴力団関係者の排除に係る特約条項

### (暴力団関係者に係る契約解除)

- 第1条 委託者は、受託者が東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責は負わないものとする。
  - 3 第1項で契約解除となった場合は、契約事務規程第43条第2項及び第3項を準用する。

### (再委託禁止等)

- 第2条 受託者は、暴力団関係者等にこの業務の全部又は一部を委託してはならない。
- 2 受託者が暴力団関係者等に再委託していることが判明した場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。
  - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
  - 4 委託者は、第2項の規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、委託者の契約から排除する措置を講ずることができる。

### (不当介入に関する通報報告)

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団員関係者等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び管轄警察署への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。  
なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。
  - 3 受託者は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
  - 4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、委託者の契約から排除する措置を講ずることができる。